

令和6年度大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金【審査基準】

審査項目	指 標	配点
利用見込み	当該事業所の利用申請済み、もしくは支給決定済み。 ※グループホームの場合は体験利用も含む	25点
	当該事業所の利用予定者について、地域の事業所、家族等から利用相談があり、法人内で検討している、もしくは市町村と調整している。	
	現時点で利用予定者は決まっていないが、地域から相談があり受入れを検討している	
	※短期入所については、障がい支援区分5または6の利用者を受け入れた実績を考慮する	
利用予定者の状態像	行動関連項目10点以上	25点
	行動関連項目1点以上9点以下	
	行動関連項目0点、または不明	
障がい特性に応じた整備内容の明確性	障がい特性が明瞭に記載され、整備内容との関係がわかりやすく、利用者を受入れるための効果が見込まれる。	10点
	障がい特性が明瞭に記載されているが、整備内容との関係がわかりにくい。	
	障がい特性の記載が不明瞭で、整備内容との関係がわかりにくい。	
拠点としての位置づけ	当該事業所は、地域生活支援拠点等の登録済みである。	10点
	当該事業所は、地域生活支援拠点等の登録をしていない。	
	※拠点等に位置付けられていない場合は、市町村との連携状況を考慮する。	
職員の専門性の有無	①当事業所に在籍するサービス管理責任者又は、生活支援員で強度行動障がい支援者養成研修の実践研修修了者(または行動援護従事者養成研修修了者)が1名以上、かつ、基礎研修修了者(または行動援護従事者養成研修修了者)の割合が2割以上	10点
	②当事業所に在籍するサービス管理責任者又は、生活支援員で強度行動障がい支援者養成研修の実践研修修了者(または行動援護従事者養成研修修了者)が1名以上、または、基礎研修修了者(または行動援護従事者養成研修修了者)の割合が2割以上	
	③強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修・実践研修)(または行動援護従事者養成研修)を修了している者はいない、または上記①②に該当しない	
法人の適格性	当年度及び過去3年以内に指定権者が実施した指導監査等において指定取り消し等の処分(指定の取り消し、指定の全部もしくは一部効力の停止)の事由に該当する重大な指摘を受けていない。	5点
	当年度及び過去3年以内に法上の勧告(人員基準違反または運営基準違反)を受けていない。	
	当年度及び過去3年以内に法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、当該命令に対する改善が完了している。	
合計		50点